

地域伝統産業の構造的特質

—— 大島紬の生産と労働 (2) ——

児 嶋 正 男

はじめに

1. 大島紬の生成と染織法
2. 大島紬の技術変化
3. 大島紬の技術的特徴
4. 大島紬の生産形態
5. 大島紬の労働力構成 (以上前号)
6. 大島紬の就業形態 (以下本号)
7. 大島紬の労働条件
8. 大島紬の労働力需給

おわりに

6. 大島紬の就業形態

大島紬の生産形態より、そこに生じる就業のあり方は、第一には工場の内にあって紬生産に従事する型、第二には工場の外の自家において紬生産に従事する型の二つがある。そして後者はさらに、自分で原料を買い製品または半製品として売り出すために自ら製織その他の加工を行なう型と原材料などの支給を受けて定められた仕様に従って製織その他の加工作業を行なう型にわかれる。このうちの工場内製織を内機といい、工場との契約による工場外製織を外機といっている。内機と外機とは相互に流動的であり、どのような割合で従事してい

るかは明確でないが²⁰⁾事例を徳之島の調査にみると表11のごとくであり、外機

表11 徳之島工場内織工外機織工および生産状況（昭和45年1月～12月）

| 町名 | 区分 | 織工数 | 平均染別生産反数 | | | | | | | | | | 柄別生産反数 | | |
|------|-----|-------|----------|------|------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | | 年令 | 15半泥 | 15半藍 | 13泥 | 13藍 | 15化染 | 13染 | その他 | 計 | 計 | 高級品 | 中級品 | 普通品 |
| 徳島之町 | 工場内 | 620 | 52 | 0 | 80 | 0 | 0 | 4,804 | 87 | 25 | 4,996 | 2,863 | 1,586 | 547 | 4,996 |
| | 外機 | 444 | 52 | 8 | 34 | 0 | 0 | 2,949 | 177 | 34 | 3,202 | 1,242 | 1,613 | 347 | 3,202 |
| | 計 | 1,064 | 52 | 8 | 114 | 0 | 0 | 7,753 | 264 | 59 | 8,198 | 4,105 | 3,199 | 894 | 8,198 |
| 天城町 | 工場内 | 187 | 46 | 131 | 70 | 7 | 0 | 406 | 54 | 34 | 702 | 85 | 408 | 209 | 702 |
| | 外機 | 233 | 47 | 108 | 44 | 4 | 0 | 771 | 48 | 32 | 1,007 | 116 | 630 | 261 | 1,007 |
| | 計 | 420 | 46 | 239 | 114 | 11 | 0 | 1,177 | 102 | 66 | 1,709 | 201 | 1,038 | 470 | 1,709 |
| 伊仙町 | 工場内 | 121 | 48 | 0 | 38 | 0 | 20 | 321 | 37 | 0 | 416 | 42 | 300 | 74 | 416 |
| | 外機 | 171 | 49 | 0 | 104 | 22 | 0 | 937 | 0 | 0 | 1,063 | 129 | 571 | 363 | 1,063 |
| | 計 | 292 | 48 | 0 | 142 | 22 | 20 | 1,258 | 37 | 0 | 1,479 | 171 | 871 | 437 | 1,479 |
| 計 | 工場内 | 928 | 50 | 131 | 188 | 7 | 20 | 5,531 | 178 | 59 | 6,114 | 2,990 | 2,294 | 830 | 6,114 |
| | 外機 | 848 | 51 | 116 | 182 | 26 | 0 | 4,657 | 225 | 66 | 5,272 | 1,487 | 2,814 | 971 | 5,272 |
| | 計 | 1,776 | 50 | 247 | 370 | 33 | 20 | 10,188 | 403 | 125 | 11,386 | 4,477 | 5,108 | 1,801 | 11,386 |

資料：鹿児島県大島支庁

織工とその生産額はきわめて高い比率を占めている。外機の場合の工場との契約は、必ずしも直接契約によるのではなく、工場と作業者との間には下請者が介在する場合もある。織元（親方）が、ある地域で幾人かの織工（織子）を募集して工場を設けた場合、そこでの作業を自律的にすすめる為、織子のなから親方の代理人を選定し、原料の手当製品納入などの管理が委ねられる。工場を設けた場合の織子との契約は直接契約であるが、外機の場合には、直接親方との契約が行なわれている場合のみではなく、親方との契約は下請人があたり織子は下請人との契約である場合がある。しかし代理人、下請人への報酬はいずれも、納入する製品に対する支払加工賃の歩合として支給される。例えば13算なら織賃の1割、15.5算の場合は1.5割、泥は2割という風にか、あるいは

20) 昭和38年の名瀬市の場合、内機70%，外機30%の割合となっており、少くとも織工の3割以上は家内労働者である（土地との結びつきの強い農村のばあい、家内労働者の割合はもっと高いとみてよい）岡義見、前掲稿 12ページ。

反当り13算には4,000円15.5算には6,000円という風な支払い方法がとられる。下請人に対しては勿論、織子にも代理人にも労働の対価として賃金が支払われる方式はとられない。

生産形態が**生業的**の家内工業形態を基本としていることは、一方にそれを集中した工場制手工業的形態への発展をとげしめながら、それはあくまでも家内労働の集合であり、単なる場所提供であるとし、さらに典型的資本制家内労働として、大島紬に特有の外機を拡大存置せしめる。このことは、大島紬機業家と就業者に、通常の雇用契約と労働関係の存在を排除せしめる重要な要因となっている。たしかに、原料を買入れ、それを製織して売り渡すという仕事を、自前で行なっているかぎりでは、家内工業であり、独立自営業者であろう。また少くとも労働手段たる織機（手機）を自らが所有して賃織加工を行なっているのであれば、それが例え1人だけという規模であり、実質賃労働者また家内労働者にほかならないとはいえ、賃加工自営業者とも称しえよう。けれども大島紬織工の方は、織機、織糸のすべてを織元（親方）にあおぐ織工（織子）であり、ひたすらに労働力のみを提供しているにすぎないのである。織工は、自己の所持する唯一の労働力を支出して、使用者の指定するとおり紬を織り上げるという作業をし、織り上りの出来高によって工賃を受けとる、すなわち支出労働力に応じて賃金を支給されるという形態をとる賃労働者であり、れっきとした労働力売買行為の存在事実にかかわらず、雇用労働者であるとは断ぜられていない。雇用契約と労働関係の否定は、家内労働形態をとる外機のみでなく大規模工場内において作業する内機の織工、さらには締工についても、製織、締加工が出来高による加工賃支払い（請）の形式をとりうるかぎり、労働関係はないものとして、労働契約による賃金を支払うことなく、あくまで加工契約による加工賃支払いとして取扱われている。会社の社宅に住み寄宿舎に居住して、その会社の工場に毎日出勤し、他の従業員と共に会社から命じられた仕事をしながらも、織工、締工は、その会社の従業員ではなく雇用関係のない自営業者が工場という場所を提供されて自前の仕事をし、賃金ではない加工賃の支

給を受けているのだとする。そこには労働基準法その他労働関係法規の真正な適用が行なわれることなく、健康保険、失業保険などとも無関係におかれることもいうまでもない。

工場外の自宅で製織を行なっている文字どおりの家内労働者はともかく、工場内で他の日給または月給従業員と同じように働いている織工や、縫工が、出来高払いの形態をとるからといって‘それが請負給（出来高賃金）ならぬ——労働契約でない加工業務の委託による——加工賃の支給であり、あるいはまた、作業は自由であって何ら拘束なく、自宅で行なう家内労働が工場という共同作業場に集っているだけだとして、労働関係の存在が否定され、しかもそれが袖機業にかぎって、堂々とこの地域社会には受け容れられ、例外なく通用しているのである。労働関係の否定は、もとより機業家より示される一致した見解であるが、織工、縫工の側よりも強く支持されている。工場内にあっても、自由な時間に気ままに仕事をすることによってのみ織りや縫めの作業に従事できるのであるとして、規律ある拘束をおそれ、所得税や社会保険料の自己負担を免れることによって、収入がより多く確保されるとして、労働関係の存在を否定し、労基法その他の労働関係法規の適用に反対する。なるほど、労働条件の最低基準規制は、労働時間の規制と賃金の最低保障に最も顕著でなければならない。しかしそこで制限されるのは、無制限に延長されうる労働時間であり、底なし低賃金である。ともかくも労働基準法は「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」最低の労働条件の保障を目指している。にもかかわらず、労働者自らがその適用を拒んでいるという。勤務時間が断続的であり、労働が画一的規制を受けないときは、一般に何処にもみられることであり、大島袖機業に特有のことではない。大島袖工場内に勤務する織工、縫工は他の一般工場労働者と寸分異なるところのない全くの雇用労働者であること疑い難い。それを自営工業者——家内ではなく工場内で作業するのであるから、家内工業者、家内労働者ではありえない——として除外し去られることは、労働関係に特有の労働者に対する最低保障の権利を放棄させられる自由の獲得であり、また自ら

の経済的条件の向上のために、一般労働者に保障された、団結し、団体交渉し団体行動する、などの権利からも分散、孤立し、労働者に特有の失業、労災、健康、厚生年金などの社会保険の制度などからも自らを隔離して自由にいることに他ならない。

大島紬工場は、仕事場・道具・動力源・原料が企業者の手中に専有せられ、現代資本主義社会に経営されることにおいて、まさしく近代的工場に他ならぬ。とはいえる、この工場には企業の継続的維持に必須の、安定した労働力充用のための労働契約を欠き、そこには自由なる自営業者が多数出張し来つて、工場備付けの原料・用具を使用して作業を行なっているのである。生産手段の企業者専有が近代的工場の決定的標識であるというの、そこに近代的工場の基本指標をなす「デイスチプリン」、「機械の使用」、「計算の確立」が招来される基盤が築かれるからであった。機械制大工場とは区別される工場制手工業とはいえる、仕事場の中での労働規律は、もっとも重要視されねばならないものである。「マヌファクトゥールは自由労働による仕事場経営にして、いかなる機械的労働力も使用しないが、しかし多くの労働者を一箇所にあつめ、デイスチプリンをもって労働せしめる制度である。²¹⁾」とさえいわれる。大島紬が伝統的生産手法によって、機械を使用しないことは、それなりに合理的なものであるが、機業家、労働者ともどもに「デイスチプリン」、「計算の確立」を敵視して、客観的規範と合理的営利計算をうちたてることなく、そこに何らかの「うまい」を求めようとしているのは、機業が企業として発展しえないよう自ら高く障壁を設けているものであるといえよう。それは手工的生産という制約によるためでも、地域的生産という特性によるものでもない。自らを零細・貧窮と自覚して、そのきづなから解き放つ方向を見定めることなく、近代的大工業の精練された労働関係の対極にあって、近代的労働市場には参加しえない、地域在住の就業者たちは、このより苛酷で前近代的な就業形態を、自由で快適な労働状況と錯覚することより出発し、すべての責任を自己に抱え込んで、何

21) マックスウェーバー、黒正巖・青山秀夫訳『社会経済史要論』、岩波書店、302ページ。

らの危険負担をも資本に負わせることなく、きわめて効率よく稼働する道具人間に隨する結果を招ねいているのである。いわば大島紬の就業形態は、工場において就業するにしても、仕事場のなかでの労働規律の欠落を理由とし、手工業を技術基盤とする「自由な労働」という名を用い、労働者の前期的意識をそのままに押しとどめながら、製品を媒介として無責任に労働力を利用し、最小の資本負担により最大の利潤をあげる、資本にとっては甚だ好都合の労働関係回避の利潤獲得法をとるものであり、小資本が分散孤立のままの労働力をあくことなく吸いあげ、やがて上へ上へとはきだし取りあげられてゆく、最下層の資本と労働のあり方を示すものである。

ともすれば労働関係を回避する生産形態をとろうとすることは、特に大島紬生産にのみ固有のあり方ではない。工場の外業部としての近代的家内工業の形成はまさにそのためであり、代表的機業である西陣においても、例外ではなくむしろ特徴的にみられることである。大島紬における外機と西陣織物における出機とを同一視して比較するわけにはゆかないであろうが、しかし労働基準法の適用についての、西陣賃織業者たちの考え方は、大島紬機業者たちとは全く対照的である。

家族労働という世帯ぐるみ就業形態をとり、改善しにくい労働条件のなかで西陣製織業における雇用労働条件がかなり高い水準に達しているのは、労働基準法という制度的支柱によるとされる。²²⁾西陣の賃織業者に対する労働基準法の適用はつきのとおりすすめられた。

「労働基準法が昭和22年に施行されて、まず最初に問題となったのは、西陣機業の伝統的特色をなす賃織業者が、その法律にいう労働者であるかどうか、ということであった。たまたま、京都府がそれを自営業者とみなして、事業税を課したのが口火となり、賃織業者は全西陣織物労働組合に結集してみずからを労働者なりと主張した。京都労働基準局は、昭和23年に、西陣地区の賃織業者と織元との間には労働関係があると認め、労働基準法を賃織業者に適用すべ

22) 黒松巖編『西陣機業の研究』、ミネルヴァ書房、昭和40年、195ページ。

きである、と判定した。その理由は、(1)賃織業者がその労働時間のほとんど全部を特定織元の仕事についてやし、その織元からうける報酬に生活をまったく依存すること、(2)賃織業者が織元の全面的な指揮をうけて作業に従うこと、(3)賃織業者が織元の承認なく任意に第三者を使用しえないこと、(4)織元が材料を負担し、また器具の大部分を負担することなどから、織元は賃織業者の労務そのものを目的として、労務の結果を目的とするものではない、というにあった。この判定により、補助産業をもふくめて、西陣地区における家族従業者以外の全従業者に、法律による労働基準の規制がおよぶにいたったことは、西陣機業における一大変革であった。

そこで西陣機業の業者団体は、各補助産業と労働組合の代表をくわえて、西陣機業労基法推進本部委員会を組織し、労働基準行政当局の指導のもとに、週休制の実施、夜間労働の禁止、定期集団検診という三つのスローガンをかかげて、近代的な労働関係の確立にのりだした。²³⁾」

このように労働基準法の全面適用を定めていても、総従業者の過半数が出機の賃労働に従っているという、就業形態をもつ西陣機業では、労働基準法の規制が厳密に適用されるのは、どうしても内機の雇用労働者に限るとされる。ところで、大島紬においては、西陣の出機に比べれば労務そのものの提供であることがいっそう明確である外機においては無論のこと、100人以上の従業員を有する規模の工場の内機においても例外なく、労基法の適用をかたくなに排しつづけている。積極的計画的に経営合理的に企業利潤獲得に志向するよりは消極的恣意的に不払的秘匿的に利得を劫掠する前時代的思考にもとづくものではないかとの疑いを払拭しえない。それはさらに昭和46年制定の家内労働法適用に対する態度がきわめて消極的であることにおいて、変ることなく引き継がれているごとくである。このことは、鹿児島、奄美大島が中央から避遠のところに位置し、かつ低い生産力に規制されていたという、地理的、歴史的規制がその意識に及んで残存していることの証左であるとしても、今日においては、

23) 黒松巖編前掲書、195~196ページ。

地域生産力の発展を防げる前時代的生産関係保持の意識として早急に克服されねばならない重要課題である。

大島紬の就業形態は、以上にみたように、工場就業と自家就業があり、自家就業は工場の外業として行なわれる家内労働と、家内労働と実質的には大差のない家内工業＝自営就業がある。そして、その就業は労働契約にもとづくもの加工契約にもとづくものに区分せられるが、工場内において事務、準備加工などで請負形態をとりえない作業に従事する少数のものを除いては労働契約にもとづく者ではなく、殊に養成中のものを除きすべての織工・締工は工場従業員ではないとのたてまえがとられている。労働基準監督署昭和45年10月1日名瀬の調べでは、大島群島内において大島紬に従事する家内労働者6,098人（内男192人、女5,906人、専業1,737人、内職1,003人、副業3,358人）、同種の雇用（？工場）労働者7,124人であり、このほかに自分で原料を仕入れ自分で織り売る者がいるのだという。そして家内労働については委託状況届を出すよう定められているが、その届出は46年7月現在、未だ出てきていないとのことであった。労働基準法、家内労働法などの適用に対応することよりする考え方もさることながら自ら誇りをもって自立発展する機業家、労働者の合理的就業のあり方を内面的実践的に追求する努力が真摯に重ねられねばならない。

7. 大島紬の労働条件

大島紬工場従業員は表4にみるとおり奄美地区で15,374人、そのうち織工13,547人、締工720人、図案工95人など、すなわち約15,500人中、14,500人までは雇用関係になく、さらに正確な数字は把握し難いが、表4の徳之島町織工888人天城町織工114人伊仙町111人と²⁴⁾、表11の徳之島町工場内620人天城町工場内187人伊仙町121人が見合うものでありますれば、なお多数の外機従業員がいて、事実は紬生産の労働に従事しながら使用者による労働条件の設定は何らなされることなく、ただ労働の成果に対して加工賃の授受がなされるにすぎ

²⁴⁾ この数字は、本場奄美大島紬協同組合の昭和44年12月調査においても全く変わっていない。

ない関係として存在している。それは耕作の労働条件が農地以外に何ら規定されることなくただ収穫に応じて取り上げられる年貢の残りが自己の取分になるに均しく、製織作業についていえば労働条件となるものは製織を指定する図案と、織糸がかけられた機だけである。

実質的には賃金でありながら形式的には賃金としての支払形態がとられることなく、加工賃として支払われる形態を織賃についてみると、紬製織に特徴的な①織り分け、②賃織りの二つの形態がみられる。

織り分けは、市場品の製織の場合行なわれる制度であり、今日では次第に影をひそめているといわれるが、なかなかに陥絶し難い織賃の現物支給である。それは、織子が一疋織り上げる毎に、親方と織子がそれぞれに一反づつを折半するという方法である。製織された紬は市場品であるから、織子は自分のものとなった紬を自由に販売すればよいわけである。ところが実際には、織子の得た反物の販売先は製織の依頼者たる親方であることが通例である。つまり、織り分けといいながらも、現物で分け与えられた反物は、親方が買取ることが一般であり、親方の側で買取ることが不利な場合にのみそのまま現物が分け与えられるのである。それは織元が当然負うべき販売の危険負担をも織工に分担させる仕組みであるといえる。説えといわれる注文品のように、問屋の買取り保障のない、全くの見込生産である市場品の製織は、織りあげたからと云って直ちに現金化しうるというわけにはゆかない。うまく行っても、10反のうち1、2反は売れ残ってしまうという。企業としての継続的計算合理的な利潤追求方策によることなく、資本の当然に負うべき危険負担さえも織子に肩代りさせるこのような加工賃支払いの形態が或程度定着して存在していて、今日においても全くくなってしまうことなく、一寸売れゆきが悪くなれば、忽ちにして織子に責任が転稼される、加工賃支払習慣が残存していることは着目しておかねばならない。

加工賃支払いのもっとも一般的あり方は、賃織りであり、一疋織るごとに加工賃の支払を受ける方法である。多種少量生産を前提とし、原則として同じ柄

のものが8疋以上織られることがないのであるから、加工賃の定め方も多様である。およその基準と考えられる加工賃については表5に示されるとおりである。しかし広汎適確に労働時間その他の労働条件とも併わせて調査した上で集約されたものは見当らない。したがってさらに立ち入って紬労働者の労働条件を明らかにしてゆくためには、従来の方法にならって、いくつかの事例調査によって推測するほかない。

1. 家の二階を製織場とし、機3台をおき、自分で織ることなく専ら経営のみを行なうという経営歴8年の主婦（夫は公務員）の話。（昭和45年10月）

「図案、3,000～4,000円。原糸、（8疋）56,000円（1疋7,000円位）。準備、（8疋）6,000～7,000円。締め、（8疋）50,000～60,000円（15.5算たてよこで20日位）。加工、（8疋）40,000～50,000円（2,3名で10日位）。製織、（1疋）15.5算で40,000～60,000円、13算で35,000円、（30日～40日位）。検査代、（1反）150円。販売、（1反）40,000～60,000円（織賃60,000円位のものは10万円以上になる）製品の販売先は一定している。

原料を仕入れてから製品になるまでは、約2ヶ月ないし2ヶ月半かかり、1日労働時間はよくわからないが、朝早くから夜おそくまで働いているようですから、10時間位働いているのではないかと思います。」

2. 従業員100人以上の工場製造部長の話（昭和45年10月）。

「締め、織りは、『うけ』で出来高払い、締め工は1人前になるのに3年位かかり、月に4万円位から腕のよいものは7,8万円にもなります。織工は、養成後出来高払いになり、易しい織物で1疋8,000円、普通品で1疋25,000円～26,000円、1人前になって高級品を織るようになると1疋4万円以上になります。1疋織りあげるのは、むつかしいもので40日位です。

3. 名瀬で60名、地方（徳島、笠利、竜郷）に70名の織工をもつ工場主の話。（昭和46年7月）

「男子は中卒未経験者の場合、就業時間8時から4時30分まで休憩1時間で

日給 800円、夜は高校定時制に通学させる。一般男子は就業時間 8 時から 5 時迄、加工の日給は 2,000円、最近は男子の移動がはげしくなって、移動するたびに賃金が上昇するという風になっている。女子は平均年令40才位で加工の日給は 1,200～1,300円。締め、織りは請で、締工の男子はやはり日に 2,000円以上になり、織工の女子は月に50,000円から55,000円位になります。1 日労働時間は 8 時間以内 6 時間位でないかと思います。織工を確保して、よい生産を行なうには住宅を与えることが基本であると思います。生産業者は工場や住宅設備の整備が大切で、それがあるために、仲買業者などとは格段に信用があり金融機関からの信用も大です。家を自分持の織子と、住宅を与えていたる者との不利益を解消するために、自宅から通勤する人、あるいは自宅で織る人には、住宅費 5,000円を支給しています。²⁵⁾」

さらに織子の側からする調査は、表12にみられるとおりであり、この地域における稼ぎ高としては低くなく、労働時間も割合に短い。しかし労働時間の管理がきちんと行なわれている例は工場内機にもなく、まして週休制などきまつた休日が定められているわけでもない。大島実業高校家庭クラブによる生徒の母親についての調査によれば、機織りの 1 日労働時間は 7 時間41分、休日のとり方は 織り上げた時 47.2%，休まない 17.8%，週に 1 回が 7.0% となっている。そして「極端な例では 15～18 時間も機織りをしているお母さんがいる」とが述べられており、それは労働投入量単位当たりの稼得額が低いことに起因することを示している。さきの表12の織賃を労働時間換算してみると、1 時間当たり、最高314円最低 90円となり多くは 120円前後である。8 時間換算で 1 日 1,000円というところであろうか。これだけの忍耐労働がこの位の賃金で行なわれるとすれば一般社会では、それはきわめて低い賃金と評価されようが、ここでは得難い高収入であり織子さままだといわれる所以である。労働の価値を

25) 一般に住宅が提供されている場合は、加工賃が引き下げられることによりバランスがとられている。ここでは織賃を引き下げる事なく、逆に住宅費を加給するという方法がとられている。貧困な労働者にとって僅かな扶助が生活維持に重要な役割を占め、織工確保策として有効に作用することがみられる。

表12 大島紬織について調査 昭和46年7月 鹿児島婦人少年室名瀬駐在員室調べ

| 調査番号 | 家 族 構 成 | | | | | | | | | 職業 (世帯主) | その他の 収 入 | 紡織の方 | | 場 所 | |
|------|---------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|-----|---|
| | 父 | 母 | 夫 | 本 人 | 就 職 | 大 学 | 高 校 | 中 学 | 小 学 | | | 専 従 | 内 職 | | |
| 1 | 才85 | 才60 | 才60 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 紬織 | な | し | ○ | ○ | |
| 2 | | 42 | 48 | | | 1 | 1 | 1 | 2 | 教員 | | | ○ | ○ | ○ |
| 3 | | 68 | 69 | | | | | | | 無職 | 店の手伝 | | ○ | ○ | ○ |
| 4 | | | 56 | 1 | | | | | | 紬織 | 息子宿 | から代 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | | | 56 | 52 | 1 | 1 | | | 1 | 会社員 | | | ○ | ○ | ○ |
| 6 | | | 40 | 38 | | | | | 2 | 左官 | | | ○ | ○ | ○ |
| 7 | | | | 52 | 2 | | | 1 | | 紬織 | 息子{から}娘 | 遣 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | | | | 67 | 孫1 | | | | 孫1 | 紬織 | 孫の養育料 | | ○ | ○ | ○ |
| 9 | | | | 56 | 51 | | | 1 | 1 | 局員 | | | ○ | ○ | ○ |
| 10 | | | | 91 | 68 | 1 | | | | 無織 | 息子から酒の売上 | 小遣 | ○ | ○ | ○ |

| 調査番号 | 織上げ日数 | 織 貨 (1正分) | | | 織貨の使途 (生活費) | 備考 | 就業時間 | | | | 計 |
|------|-------|-----------|--------|-----------------|----------------|------|--------------|---------|--------|----------|-----|
| | | 自己資金 | 売上げ高 | 工場提供 | | | (15.5) | (13) | 午 前 | 午 後 | |
| 1 | 4月3日 | | | ○ 48,000 | ○ | 男物 | 9~11.5 | 1.5~5.5 | | | 6.5 |
| 2 | 1月1日 | 16,500 | 50,000 | 33,500 | ○ | | | | 1 ~ 5 | 9 ~ 10 | 5 |
| 3 | 2月3日 | 20,000 | 60,000 | 40,000 | ○ | | 6 ~ 7.5 | | | 9.5~10.5 | 2.5 |
| 4 | 1月1日 | | | 友人の原料 38,000 | ○ | | 9.5~12 | 1.5~6 | | | 7 |
| 5 | 1月1日 | 26,000 | 72,000 | 46,000 | ○ | | 9.5~11.5 | 3 ~ 6 | | | 5 |
| 6 | 1月1日 | | | ○ 32,000 | ○ | | 9 ~ 11.2 ~ 5 | | | | 5 |
| 7 | 1月10日 | 20,000 | 64,000 | 44,000 | ○ | | 8.5~12 | 1.5~5 | | | 7 |
| 8 | 1月15日 | 16,500 | 51,500 | 35,000 | ○ | 男物 | 10 ~ 12 | 1 ~ 6 | 9 ~ 10 | | 8 |
| 9 | 1月1日 | | | ○ 28,000 | ○ | 血圧が高 | 10~11.5 | 3 ~ 5.5 | | | 4 |
| 10 | 1月1日 | 16,500 | 54,500 | 38,000 | ○ | 男物 | 9 ~ 11 | 1.5~3.5 | 7 ~ 8 | | 5 |

はるかに下廻ってしか支払われない織賃も、この地域ではなお相対的に高いと考えられており、紬生産の基本問題がここに所在する。生産地における価格と集散地における価格の大差、複雑な流通経路の発生もここに起因する。

8. 大島紬の労働力需給

紬生産は、これまでみてきたように、生産工程の技術的要請として、高度の熟練を要することなく、また特定の場所に生産手段を集中しそこで労働者を協業させる必要もない。資本は、社会的分業として委ねられた家内工業を問屋的に支配し、あるいは一切の生産手段を手中にしながら、なおそれを労働者の各家庭に配分し、外業化して家内労働の成果のみを受けとればよい。

資本が需める労働力充用の方法は、自らその維持培養の責任の一切を免れつつ、ひたすら労働力が対象化された製品を通じて、もっとも安価にそれを入手することである。生産における内的責任や管理の関心はそこにはない。過程は問題でなく、織り上げられた反物を十分に利を得るに足る価格で入手するという結果が肝心なのである。労働手段を積極的に改善して、高度技術化し、それに結合する労働力の高度の熟練形成などということが一切不要であり、さらに労働力を買入れてそれを能率的に活用するという、資本制生産に通常の利潤獲得——価値増殖——の方策である生産過程の合理化、労働の管理が行なわれる事なく、したがってまた、労働価値実現の鋒先が向けられることなく、その価値をはるかに下廻る価格で目的物を手中にするという、家内労働利用の生産方法がとられる。紬機業の労働力充用のあり方は、その必要とする労働力を直接に購入することをしてはならないとしているのである。直接購入以外にとの方法のない必要やむをえない労働力は致し方ないとして、そのほかは労働者を雇入れ、賃金を支払うたてまえはとろうとしない。伝統産業というのは、生産過程を伝統的生産者の責任によって行なう生産であり、生産の能率化と労働の近代的合理化を進める資本責任は免除されるものと考え、また、地域に特有な産地産業とは、産地内の各家庭が労働の責任を負って生産を自らの危険負担にお

いて行なうところにその意義があるとするのである。

大島紬生産の労働力需用は、一家を支え独立の生計の主柱となる、一人前の労働者の雇用、すなわち、労働力に対する充分な価格を支払って、それ以上に活用するために労働力を購入しようとするものではない。現代の一般労働力の需給は、労働力もまた商品であるかぎり、労働力市場で売買取引きされるのが一般であるが、そこでの直接の取引き形式をとることなく、しかも必要且つ十分な労働力をきわめて安価に確保しようというのである。

労働力の価格は、売られた労働力に対して支払われる賃金その他の諸給付としてとらえられる。それは最低限、人たるに値する生活を営むに足る、賃金その他の労働条件とならねばならない。大島紬生産において資本が避けて通っているのは正にこの点である。労働力は必要であるが、通常の労働力価格を支払ってそれを購入することはないのである。労働者に一家を支えるに足る賃金額を支払い、労働に必要な諸条件を整え、安全衛生その他福利施策への出費はもとより、社会保険など一切の事業主負担となる費用をまぬがれたいのである。そのような要求に答えうる労働力、それは一家の生計の主たる支え手でない者にのみ担われている。通常には、一家の主柱をなす夫が主たる生計費を稼得している妻のもつ労働力である。そのような労働力が、いかにかして、大島紬生産に必要とする労働力を充してくれればよいのである。資本の需める労働力は、これほどに低廉な、それ故に一般労働市場に流動する労働力ではなく、家庭にしばられ、特定の熟練もなく、自由に移動し販売先の選択を行なうこともできない、そしてまた生計補充の責任を負う、家庭の主婦を典型的にする労働力を需めようとするのである。したがって、このようなより安価な労働力が生産過程の責任を伴うことなく得られるとすれば、食指は何時何如なる方向にでも動かざるをえない。伝統的産地産業といわれる大島紬の伝統も地域も無視し、大島紬産業の成立基盤が何処にあるかをも超えて、低廉な労働力を需めようと狂奔する資本のあり方は、くすぶりながらも、完全に消えることのない「大島紬の韓国問題」に象徴的に表わされている。韓国は大島ではない。そこに、大

表13 大島郡民所得の比較

| 項 目 | 年 度 | 実 | | | | | | 数 |
|---------|--------|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---|
| | | 42 | 43 | (千円) | (百万円) | (億円) | | |
| 所得総額 | | 30,292,648 | 34,055,209 | 362,614 | 407,533 | 357,081 | 421,430 | |
| 人口 | | 180,199 | 176,536 | 1,825 | 1,802 | 100,243 | 101,408 | |
| 一人当たり所得 | | 168,107 | 192,908 | 186,322 | 214,495 | 173,866 | 198,563 | |
| 所得 | | 151,481 | 172,267 | 148,442 | 168,617 | 22,384 | 26,298 | |
| 格差 | | 198,693 | 226,156 | 215,015 | 245,801 | 195,691 | 223,129 | |
| | | 169,129 | 193,005 | 164,512 | 187,504 | 26,562 | 30,124 | |
| 所得 | | 356,215 | 415,579 | 333,273 | 381,752 | 294,540 | 336,065 | |
| 格差 | | 238,347 | 270,967 | 232,499 | 264,168 | 56,193 | 65,097 | |
| 所得 | | 84.6 | 85.3 | 86.7 | 87.3 | 88.8 | 89.0 | |
| 格差 | | 89.6 | 89.9 | 90.2 | 89.9 | 84.3 | 87.3 | |
| 所得 | | 47.2 | 46.4 | 55.9 | 56.2 | 59.0 | 59.1 | |
| 格差 | | 63.6 | 63.6 | 63.8 | 63.8 | 30.8 | 30.8 | |
| 所得 | | 55.8 | 54.4 | 64.5 | 64.4 | 66.4 | 66.4 | |
| 格差 | | 71.0 | 71.2 | 70.8 | 71.0 | 47.3 | 46.3 | |

資料：鹿児島県大島支庁

島に特有な伝統的紳生産の技法があり、泥染めの泥があるとは考えられない。そこに需められているものは大島におけるよりもさらに一層に低廉で豊富にある労働力であるにちがいあるまい。

さてこのような需めに対する労働力の供給側の事情はどうであろうか。資本がいかに低廉な労働力を需めようとしたところで、紳労働に従わなくとも、外から十分な生活費を稼得しうるのであれば需めに応じる必要はない。たとえ僅かの所得増加なりとも、それによって潤されると考えられ、労働力が提供されるのは、何よりもこの地域における所得の低さによる。郡民所得、県民所得、国民所得を比べてみると、表13にみられるように、昭和43年度1人当たり郡民所得は192,908円で県民所得226,156円の85.3%，国民所得415,579円の46.4%で

表14 郡内純生産

| 項 目 | 年 度 | 郡内純生産（単位千円） | | 構成比（%） | | 対前年度 比（%） | 増加率 (%) | 寄与 (%) |
|----------------|--------|-------------|------------|--------|-------|--------------|------------|-----------|
| | | 42 | 43 | 42 | 43 | | | |
| 1 第1次産業 | | 6,726,886 | 6,801,295 | 22.4 | 20.2 | 101.1 | 2.0 | |
| (1) 農業 | | 5,377,918 | 5,386,547 | 17.9 | 16.0 | 100.2 | 0.2 | |
| (2) 林業・狩猟業 | | 924,140 | 1,031,863 | 3.1 | 3.1 | 111.7 | 3.0 | |
| (3) 水産業 | | 424,828 | 382,885 | 1.4 | 1.1 | 90.1 | △1.2 | |
| 2 第2次産業 | | 8,272,009 | 9,339,664 | 27.6 | 27.9 | 112.9 | 29.4 | |
| (1) 鉱業 | | 132,466 | 164,192 | 0.4 | 0.5 | 124.0 | 0.9 | |
| (2) 建設業 | | 2,740,740 | 3,148,748 | 9.2 | 9.4 | 114.9 | 11.2 | |
| (3) 製造業 | | 5,398,803 | 6,026,724 | 18.0 | 18.0 | 111.6 | 17.3 | |
| 3 第3次産業 | | 14,970,073 | 17,458,122 | 50.0 | 51.9 | 116.6 | 68.6 | |
| (1) 卸売小売業 | | 3,266,579 | 3,936,805 | 10.9 | 11.7 | 120.5 | 18.5 | |
| (2) 金融・保険業・不動産 | | 2,210,673 | 2,459,255 | 7.4 | 7.3 | 111.2 | 6.8 | |
| (3) 運輸・通信業 | | 1,842,341 | 2,189,133 | 6.1 | 6.5 | 118.8 | 9.6 | |
| (4) 電気・ガス・水道業 | | 357,824 | 475,335 | 1.2 | 1.4 | 132.8 | 3.2 | |
| (5) サービス業 | | 4,999,494 | 5,783,139 | 16.7 | 17.2 | 115.7 | 21.6 | |
| (6) 公務 | | 2,293,162 | 2,614,455 | 7.7 | 7.8 | 114.0 | 8.9 | |
| 郡内純生産 | | 29,968,968 | 33,599,081 | 100.0 | 100.0 | 112.1 | 100.0 | |
| 郡外からの純所得 | | 323,680 | 456,128 | — | — | 140.9 | — | |
| 郡民純生産 | | 30,292,648 | 34,055,209 | — | — | 112.4 | — | |

資料：鹿児島県大島支庁

ある。家計消費支出のうち飲食費の占める割合は41.5%であり、県のそれは35.1%であるからエンゲル系数も高い数字を示している²⁶⁾。

郡内では7万2千人と推定される就業者のうちもっとも大きい地位をしめるものは、その $\frac{1}{3}$ の2万3千人を占める農業であるが、農業所得は表14表にみられるとおり53億9千万円で、郡内純生産の $\frac{1}{6}$ にすぎない。ついで大島紬自身が重要な地位をしめている製造業は、製糖業が13億1千万円、大島紬の繊維工業が42億9千万円で計56億円と製造業の9割以上を占めている。製造業の就業者は2万人、農業との合計が4万3千人で全就業者7万2千人中の60%を占めているが所得の方は全所得の34%にすぎない。約17万6千人中の7万2千人によって稼ぎ出される所得が、1人当たりにすると国の半分に足らず、さらにここでの主たる働きの場である農業による所得は甚だ低い。そして夫は農業に妻は紬業に従事して、二人併せて漸く島内の平均所得に達しうるということになるのである。

この農業所得の低さこそは、まさしく地域に規定されているものである。この低所得を規定する奄美群島農業についての特徴としてあげられるところは、つぎのとおりである。

① 経営規模の零細性 農家1戸当たりの耕地面積は、昭和43年8月、0.67haであり、全国平均は1.05ha、鹿児島平均は0.76haである。そして経営規模別農家戸数では1ha以内の農家が21,469戸で、全農家26,413戸の81.3%を占めている。
 ② 農業生産性の低位 農業生産額は昭和43年度農家1戸当たり323,902円、鹿児島 533,900円、全国 869,600円で、全国の37%にしかならない。
 その他 作日の单一化（さとうきび単作）、病害虫発生の特殊性などがいわれるが、²⁷⁾さらに毎年の台風による被害なども加えられるべきであろう。

さて、地域住民がこのように低収入を余儀なくされているからといって、生活資料の価格は必ずしも廉価であるわけではない。低い生産力によって漸くに

26) 『大島支庁だより』、昭和45年5月号 2ページ。

27) 『奄美群島復興、振興の成果』、鹿児島県、昭和45年3月、40~42ページ。

して生み出して得たものは、概ねは域外より移入としなければならない生活資料を購入することに使わねばならず、しかもその価格は高い。昭和42年調査によれば名瀬市の消費者物価は全国最高とされる。²⁸⁾昭和45年における物価水準の比較は表15にみられるとおり、鹿児島市100に対して名瀬市は114.2である。それはたださえ低い所得によらねばならない生活水準を一層に押し下げことになっている。

表15 物価の比較

物価水準

期日 昭和45年1月～12月
比較 鹿児島市=100

| 品目 | 指 数 | 品目 | 指 数 |
|--------|-------|-----|-------|
| 総合 | 114.2 | 住居 | 104.4 |
| 食料 | 110.1 | 賃貸 | 103.4 |
| 主食 | 110.0 | 設備 | 80.6 |
| その他の食料 | 110.2 | 水道 | 156.0 |
| 魚介 | 87.0 | 家具 | 105.0 |
| 生鮮魚介 | 84.8 | 光熱 | 163.5 |
| 塩干魚 | 96.4 | 電気 | 166.6 |
| 肉類 | 123.5 | その他 | 123.6 |
| 乳卵 | 107.8 | 被服 | 103.0 |
| 野菜 | 132.5 | 衣身 | 90.4 |
| 乾物 | 104.8 | の回り | 185.9 |
| 加工食品 | 100.5 | 雑貨 | 124.7 |
| 調味料 | 102.1 | 保育 | 93.5 |
| 菓子・果物 | 97.5 | 理学 | 84.7 |
| 菓子 | 95.4 | 谷通 | 102.0 |
| 果物 | 97.8 | 交教 | 117.1 |
| 酒類 | 111.7 | 文房 | 100.8 |
| 飲料 | 148.1 | 教養 | 157.2 |
| 外食 | 128.9 | 娯楽 | |

注 鹿児島市消費者物価指数算出の品目別ウエイトに鹿児島市と名瀬市の各々の品目物価格差を乗じて算出した。

資料：鹿児島県大島支庁

28) 『名瀬市総合開発計画』、名瀬市、昭和44年 109ページ。

大島実業高校家庭クラブの調査によると、生徒の母の内職従事率は39年度41%（機織りが35%その他6%），43年度61%（機織り50%その他11%）であり、国民所得の約12の郡民所得よりも、クラブ員の家庭の所得はさらに低く、母の内職による収入は全収入の28%を占め家計にとって、欠くことの出来ない役割を果していると指摘されている。そして収入をうる目的は、教育56%文化生活24%趣味10%その他10%と分類される。さきにみたエンゲル系数の低さからすると、人並の生活をする希求のなかでもまず何よりも先立って子女の教育だけはしておかねばと願い、そのためには主婦の内職によって収入増加を図らねばならないことがうかがえる。主婦の多くがこのようにして、家事負担を一身に負いながら内職労働に従っていることが推測される。育児や家事に手をとられることが大きくとも、いくらかでも収入をえなければやりくりがつかないとすれば、家事負担はそっくりそのままに負って、家事のかたわらさらに大きい負担が加わるとしても、ともかくも金になる労働が求められる。家事負担を社会化し、自らをより高い労働力と化し、高収入を得る道を知らないわけではなく、思えども及べないのである。家内労働者は家事労働を合理化しうるだけの高収入を得ていないから家内労働に致し方なく従事しなければならないのであり、また機業資本も、地域社会も家事負担の社会化を進めるに先立つ、資金余力はないものと觀念させられているのである。所得と物価の格差はひらき、家計に占める教育費などの負担がますます高くなってゆくにつれて、主婦に対して自らの労働力を金銭に代えて充当しなければならない仕組みよりの圧迫はいよいよ強く、紬製織は唯一の就業機会となり、主婦労働力は、そこへと押し出されざるをえなくなっているのである。

奄美群島農家に典型的にみられる農業の分解と農民の貧困化が紬の重要な労役土壤になることの分析は岡氏の論稿に審らかであるが²⁹⁾、岡氏はまた紬労働力の底辺をなすものとして、農民層の貧困化にともなって創出される被救恤層

29) 岡義見、前掲稿、14～16ページ。

の堆積をあげている³⁰⁾。名瀬市の保護世帯は表16に示されるように逐次減少し

表16 住民と被保護者の世帯人口別年次推移と保護率
(年間平均)

| 年 次 | 住 民 | | 被 保 護 者 | | 保 護 率 (千分比) | | |
|----------|--------|--------|---------|-------|-------------|------|------|
| | 世 帯 | 人 口 | 世 帯 | 人 口 | 市 | 県 | 国 |
| 昭和 32 | 10,442 | 44,027 | 1,198 | 4,170 | 94.7 | 29.3 | 18.2 |
| 33 | 10,793 | 44,119 | 1,788 | 5,876 | 133.2 | 30.7 | 17.6 |
| 34 | 11,296 | 44,386 | 2,065 | 6,886 | 155.1 | 33.8 | 17.9 |
| 35 | 11,629 | 44,628 | 2,094 | 7,102 | 159.1 | 32.2 | 17.6 |
| 36 | 11,655 | 44,091 | 1,989 | 7,092 | 160.8 | 32.9 | 17.4 |
| 37 | 11,928 | 44,747 | 1,876 | 6,519 | 145.7 | 34.1 | 17.4 |
| 38 | 11,141 | 42,931 | 1,711 | 5,928 | 138.1 | 37.0 | 18.1 |
| 39 | 11,614 | 43,905 | 1,488 | 4,907 | 111.8 | 38.6 | 17.5 |
| 40 | 12,194 | 44,939 | 1,397 | 4,418 | 98.3 | 36.4 | 16.5 |
| 41 | 12,650 | 45,538 | 1,330 | 4,003 | 87.9 | 33.2 | 15.9 |
| 42 | 13,038 | 46,031 | 1,321 | 3,876 | 84.2 | 29.5 | 15.3 |

資料：名瀬市

つつあるが、なお他の地域に比べてきわめて高い比率にある。「地方から出てきて、紬を織るからといって家をもらい、ろくに紬を織ることもなく生活保護を受けるものが多い。」という声、あるいはまた「紬製織によって得られる収入が明らかになると生活保護を受けられなくなるから、紬を織っていることは内緒にしていたいのだ。」という話も聞く。紬労働と生活保護世帯について、岡氏はつぎのとおり説いている。「名瀬市の保護世帯の推移をみると、昭和35年の2,100世帯7,100人をピークに減少をつけ、40年には1,400世帯、4,400人、42年11月には1,350世帯に減少している。これは、主に大島紬業における雇用吸収力の拡大に起因している。近年における大島紬の好調持続が、かかる生活保護層の更生の上で一定の役割を果したのである。だがこのことは、半面では大島紬業は被救恤層を最底辺として貧困層（貧農、都市失業者）の上に成りたっており、紬織工の賃金は生活保護水準に規制されることを示している。」紬生産のためには、資本は労働力を需めざるをえないであるが、その需め

30) 岡義見、前掲稿、16～18ページ。

方は、独占大企業が行なう、可朔性の高い学卒労働力を高度な技術体系のもとに練成し、生産手段と労働力の能率的利用によって高い生産性のもとでの高利潤の獲得。さらには、生産を集中し、支配を集中し、生産手段と労働力を企業に縦断的に組み入れ強力な管理組織を形成してゆくあり方とは全く異なる。地域を全般におおって課せられた貧困化は、資本蓄積をもまたばんでいるのであり、零細な資本が、さらに貧困なるがゆえに、押し出されざるをえない婦人労働力を、零細合理的に利用しようとするのである。産業構造の変革がいわれ、日本の産業化、重化学工業化が伝えられるが、もちろんこの地に巨大重化学工業はない。大工業へは地理的にも歴史的にも遠いこの地にあっては、地域外社会の産業化の進展に伴って、近代的雇用関係のなかで、賃労働者として自らの労働力を高度商品化しうるものは地域を離れて流出し、新たな進路も求める。³¹⁾しかしそのような適応力のない者は、貧困にあえぎながらも地域内にとどまらざるをえない。そして貧困に強制される貧困からの脱出の企ては、主婦が家事のかたわら余暇を利用する内職労働へと促されざるをえないものであった。

大島紬の労働力需給は、このように地域に全般的に課せられた地理的、歴史的条件のもとで資本がそのような需め方をし、労働力がそのような応じ方をしなければならないさまざまな要因をふまえさせられている。資本は小生産における基本形態である「細分性」「孤立性」をあくまで捨て去れず、したがって自らはそれと知ることなく大資本の末端に重層して、なりふりかまわずみじめに、それに見合う労働力を需める。そしてそこには、女子労働の原基形態ともいいうる、対抗力のきわめて弱い「主婦の家内労働」「未婚者の一時的労働」「老齢者の単純労働」としてよりほか、自己を労働力化するすべのない人びとが、下へ下へと層をなしているのである。

31) 名瀬公共職業安定所調によれば、46年3月群島内、中学卒業者で島内にとどまったくのは、大島紬工場に就職した男子5名女子3名計11名を併せて合計20名、その他約800名の卒業生はことごとく島外に流出したという。

おわりに

地域という、地理的、歴史的に規定された土壤のなかで、特定の産業がどのように生成発展するかを、大島紬の生産と労働の究明によってみいだし、その構造的特質の幾分なりと把えたいものと考えたのであったが、狭い視野と弱い視力を以ってしては、その何程をも解明しえないことを思い知らされた。

紬そのものが、自らに象徴的に示しているのであるが、……紬は、生糸をとり出す繭としては売れない、くず繭の廃物利用から生じたのであるといわれる、

大島という地域に課せられた自然的、社会的条件は、住民の全般的貧困化であり、唯一のとりえは労働力を生み出すことにある。この貴重な労働力は高価な商品となって流出するが、外には売れない労働力は土地に残らざるをえない。しかしそれはそれで高度活用が図られねばならない。廃物利用の紬が貴重な織物としてもてはやされるように、低質労働力もまたあくなき活用が図られるのである。産業化がすすむなかで、一方での重化学工業化は、巨大な生産手段を集中しそこへ良質労働力を結集するが、他方では生産手段は伝統的手工的手段にとどめ、孤立分散し、生産過程の責任すら自己のものとしながらに奉仕する安価な労働力を吸収する産業を存置する。それはまた、巨大な生産手段の下にあって、その生産手段に支配される巨大な中間層、半熟練労働者などの直接組織管理される人びとともに、さらにその下層にあって、機械的生産手段や拘束的生活からは自由であって、組織や管理とは無縁であるとしながら、自らの責任において好んで隸従する人びととして存在し、ともに支配の集中強化をはかる役割を果すものとなる。

中京機業地のなかにあって、織機の製造から自動車の製造へと発展していく企業は、その地名をも養母から豊田へと変えるほどのものであり、今日の自動車産業の最有力企業としてあるが、それは伝統産業とも産地産業ともいわれまい。地域に独特の素材と生産手法が守られて普遍化しないのは、その技術的特徴にもよるが、またそこでの労働力需給の構造が特殊に規定され維持されていることが大きい。産業構造変革により生産力は一様に発展し、人びとは均し

くその成果を享け、増強された生産手段を従横に駆使して豊かな生活手段にまで変転させているのではない。一方での豊かさは必ずしも他方の豊かさを進めるものではなく、それどころか従来の生産手段がもはや生産手段としては役立たなく変化して、しばしば生産と生活を破壊してしまうことになっている。大島紬は産業変革に伴う生活の変化のなかで、たまたま高級呉服の需要が拡大しそのため従来の生産基盤がそのままに強化されたにはかならない。今日大島紬で一反10万円を越えるものは珍らしくはない。和服の普段着としてそのような需要が拡大している一方、その生産のための資本と労働の歪んだあり方も一層に拡がっているといえる。地域伝統産業を、地域に独特の優れて美しい製品を生みだす技術と熟練の賜物と誇りうるようにするためには、匡すべき多くの問題が存する。

（この研究は昭和45年度文部省特定研究としてなされた。46.7.26）